ホ　ハの専任教員のうち一人は、教務に関する主任者とし、専任教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であって厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ届け出られたものを修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者（次号ハにおいて「実務者研修教員講習会修了者等」という。）であって、かつ、次に掲げる者のいずれかであること。

(1)～(4)　（略）

(5)　法附則第九条第一項各号に規定する高等学校等（以下「特例高等学校等」という。）の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し五年以上の経験を有する者

ヘ～ヲ　（略）

二　（略）

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

○文部科学省経済産業省令第一号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十九条第一項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の財務及び会計等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

文部科学大臣　末松　信介

経済産業大臣　萩生田光一

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の財務及び会計等に関する省令の一部を改正する省令

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の財務及び会計等に関する省令（平成十七年文部科学省経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（会計監査報告の作成）	（会計監査報告の作成）
第七条の三　［略］	**第七条の三**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。	3　会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。
一～三　［略］	一～三　［同上］
四　第二号の意見があるときは、事業報告書（会計に関する部分を除く。）の内容と通則法第三十九条第一項に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容	［号を加える。］